

## 令和2年第2回廿日市市議会（第1回臨時会）条例新旧対照表

報告第5号	専決処分につき承認を求めることについて （廿日市市税条例の一部を改正する条例）	1
報告第6号	専決処分につき承認を求めることについて （廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例）	9
報告第7号	専決処分につき承認を求めることについて （廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例）	13
報告第8号	専決処分につき承認を求めることについて （廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	15
報告第9号	専決処分につき承認を求めることについて （廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	17
報告第10号	専決処分につき承認を求めることについて （廿日市市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）	19



改正後	改正前
<p>（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（削る）</p> <p><u>（3）</u>（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者_____（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（削る）</p> <p><u>（3）</u>（略）</p> <p>2～5（略）</p>	<p>（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p><u>（3） 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>（4）</u>（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは<u>単身児童扶養者である者</u>（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p><u>（3） 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>（4）</u>（略）</p> <p>2～5（略）</p>

改正後	改正前
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p>3～17 (略)</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、<u>_____、その使用者を所有者とみなして、_____固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u></p> <p>5 <u>法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)</u>には、<u>その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あ</u></p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p>3～17 (略)</p> <p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する_____。</p> <p>_____</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>らかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u></p> <p>6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより<u>仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）</u>の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定により<u>管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には</u>、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分<del>の</del>公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分<del>の</del>公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。</p> <p>7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により<u>使用</u>する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により<u>造成する埋立地等</u>（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に<del>関して</del>使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区（以</p>	<p>5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて<u>仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）</u>の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によつて管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分<del>の</del>公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分<del>の</del>公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす</p> <p>6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によつて<u>造成する埋立地等</u>（同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に<del>関して</del>使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区（以</p>

改正後	改正前
<p>下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。)をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。</p> <p>8 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。</p> <p>(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)</p>	<p>下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。)をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。</p> <p>7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。</p> <p>(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)</p>

改正後	改正前
<p>第61条の2 法第349条の3第27項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>2 法第349条の3第28項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>3 法第349条の3第29項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p><u>(現所有者の申告)</u></p> <p>第74条の3 <u>現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)</u>は、<u>現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)</u></p> <p>(2) <u>土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</u></p> <p>(3) <u>その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u></p> <p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかつた場合には、その者を、10万円以下の過料に処する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(たばこ税の課税免除)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 <u>前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。</u></p> <p>3 <u>第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類</u></p>	<p>第61条の2 法第349条の3第28項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>2 法第349条の3第29項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>3 法第349条の3第30項の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条又は法第383条の規定によつて、<u>申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかつた場合においては、その者を、10万円以下の過料に処する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(たばこ税の課税免除)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>前項</u>の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3 <u>に規定する書類</u></p>

改正後	改正前
<p>を提出している場合に限り、適用する。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第96条第3項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(特別土地保有税の納税義務者等)</p> <p>第131条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>第54条第7項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>を提出しない場合には、適用しない。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第96条第2項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(特別土地保有税の納税義務者等)</p> <p>第131条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>第54条第6項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p><u>2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p>

改正後	改正前
2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	3 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
3 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	4 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
4 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (削る)	5 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
5 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	7 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
6 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	8 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
7 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
8 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
9 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	11 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
10 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	12 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
11 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 (削る)	13 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 14 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。
12 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	15 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
13 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	16 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
14 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、0とする。	17 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、0とする。
15 (略)	18 (略)



改正後	改正前
<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（<u>法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額</u>）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(削る)</p> <p>(<u>法附則第15条第38項の条例で定める割合</u>)</p> <p><u>2</u> 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第39項の条例で定める割合</u>)</p> <p><u>3</u> 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>5</u> 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に</p>	<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（<u>法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額</u>）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(<u>法附則第15条第40項の条例で定める割合</u>)</p> <p><u>2</u> 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第44項の条例で定める割合</u>)</p> <p><u>3</u> 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(<u>法附則第15条第45項の条例で定める割合</u>)</p> <p><u>4</u> 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>6</u> 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に</p>

改正後	改正前
<p>100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度</p>	<p>100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度</p>

改正後	改正前
<p>分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第5項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は<u>附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>10 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は<u>附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第10項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p>13 <u>附則第5項及び第7項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第5</u></p>	<p>分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は<u>法附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>11 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は<u>法附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>(略)</p> <p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p>12 (略)</p> <p>13 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する<u>附則第11項</u>の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは、「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p>14 <u>附則第6項及び第8項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第6</u></p>

改正後	改正前
<p><u>項及び第8項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第6項、第8項及び第9項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第8項から第10項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第10項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第10項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第11項</u>及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p> <p><u>14</u> 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、<u>第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項</u>まで若しくは<u>第42項から第44項</u>まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は<u>第33項</u>」とあるのは「若しくは<u>第33項</u>又は <u>附則第15条から第15条の3</u>まで」とする。</p> <p><u>15</u> (略) (税率の特例)</p> <p><u>16</u> (略) (税率の特例)</p> <p><u>17</u> (略)</p>	<p><u>項及び第9項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第7項、第9項及び第10項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第9項から第11項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第11項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第11項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第12項</u>及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p> <p><u>15</u> 法附則第15条第1項、第13項、第18項、<u>第19項、第21項</u>から第25項まで、<u>第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項</u>から第45項まで若しくは<u>第48項から第50項</u>まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は<u>第34項</u>」とあるのは「若しくは<u>第34項</u>又は<u>法附則第15条から第15条の3</u>まで」とする。</p> <p><u>16</u> (略) (税率の特例)</p> <p><u>17</u> (略) (税率の特例)</p> <p><u>18</u> (略)</p>

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

廿日市市介護保険条例（平成12年条例第23号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（保険料率）</p> <p>第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（略）</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度_____における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>1万9,794円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度_____における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>1万9,794円</u>」とあるのは、「<u>2万7,711円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度_____における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>1万9,794円</u>」とあるのは、「<u>4万6,186円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>（保険料率）</p> <p>第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（略）</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万4,742円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>2万4,742円</u>」とあるのは、「<u>3万5,959円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>2万4,742円</u>」とあるのは、「<u>4万7,835円</u>」と読み替えるものとする。</p>



改正後	改正前
<p>附 則 （施行期日） 第1条（略） <u>（佐伯町及び吉和村の編入に伴う経過措置）</u> 第2条（略） 2（略） 3（略） <u>（大野町及び宮島町の編入に伴う経過措置）</u> 第3条（略） 2（略） 3（略） <u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u> 第4条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。</u>）は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、<u>傷病手当金を支給する。</u> 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上</p>	<p>附 則 （施行期日） 1（略） <u>（経過措置）</u> 2（略） 3（略） 4（略） （新設） 5（略） 6（略） 7（略） （新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>げるものとする。)</u>とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額 に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端 数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当 する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。) を超えるときは、その金額とする。</p> <p>3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超 えないものとする。 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給 与等との調整)</p> <p>第5条 <u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり</u> <u>新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又</u> <u>は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間</u> <u>は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額</u> <u>が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支</u> <u>給する。</u></p> <p>第6条 <u>前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合にお</u> <u>いて、その受けることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、</u> <u>その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を</u> <u>受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額よ</u> <u>り少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただ</u> <u>し書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控</u> <u>除する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の</u> <u>事業主から徴収する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

廿日市市国民健康保険税条例（昭和35年条例第18号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ（略）</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した</p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ（略）</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した</p>

改正後	改正前
金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ（略）	金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ（略）

廿日市市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○廿日市市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第2号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（市において行う事務）</p> <p>第2条（略）</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p><u>（8）</u> 広域連合条例附則第25条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p><u>（9）</u>（略）</p>	<p>（市において行う事務）</p> <p>第2条（略）</p> <p>（1）～（7）（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>（8）</u>（略）</p>